

長野県告示第225号

昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

別記2中「旧松代町」を「旧長野市、旧安茂里村、旧松代町」に改める。

別記3中「旧長野市」を「旧芋井村、旧浅川村、旧若槻村、旧古里村、旧柳原村、旧朝陽村」に、「旧安茂里村」を「旧小田切村」に、「及び旧中津村」を「旧川柳村、旧塩崎村、旧川中島村、旧中津村、旧御厨村、旧更府村、旧青木島村、旧稻里村、旧小島田村、旧東条村、旧豊栄村、旧寺尾村、旧西条村、旧保科村、旧川田村及び旧七二会村」に、「旧川路村」を「旧山本村、旧川路村」に、「及び旧鼎村」を「旧鼎村及び上郷村」に、「諏訪市」を「諏訪市須坂市」に、「旧力石村及び戸倉町」を須坂市のうち旧仁礼村及び旧豊丘村の地域」に、「旧屋代町、旧森村、旧倉科村、旧雨宮県村、旧埴生町、旧杭瀬下村、旧桑原村、旧八幡村、旧五加村、旧上山田町、旧力石村、旧戸倉町及び旧更級村」に、「和田村」を「和田村青木村」に、「阿南町」を「阿南町阿智村」のうち旧会地村及び旧智里村の地域」に、「大鹿村」を「大鹿村上村」に、「木

曾福島町」を「木曾福島町上松町」に、「木祖村」を「木祖村日義村」に、「三岳村」を「三岳村大桑村」に、「八坂村のうち旧広津村の地域」を「八坂村のうち旧広津村の地域」に、「美麻村」に、「信州新町のうち旧水内村、旧津和村、旧日原村、旧信級村及び旧牧郷村の地域」に、「鬼無里村」を「鬼無里村」に、「小川村」を「小川村」に、「中条村」を「中条村」に、「信州新町のうち旧水内村、旧津和村、旧日原村、旧信級村及び旧牧郷村の地域」に、「鬼無里村」を「鬼無里村」に、「小川村」を「小川村」に、「中条村」を「中条村」に、「下水内郡」に、「栄村」を「栄村」に、

「上水内郡」に、「信州新町のうち旧水内村、旧津和村、旧日原村、旧信級村及び旧牧郷村の地域」に、「鬼無里村」を「鬼無里村」に、「小川村」を「小川村」に、「中条村」を「中条村」に、「信州新町のうち旧水内村、旧津和村、旧日原村、旧信級村及び旧牧郷村の地域」に、「鬼無里村」を「鬼無里村」に、「小川村」を「小川村」に、「中条村」を「中条村」に、「下水内郡」に、「栄村」を「栄村」に、

別記4中「旧若槻村、旧古里村、旧柳原村、旧朝陽村、旧川柳村、旧塩崎村」を「旧長沼村、旧東福寺村、旧信里村、旧西寺尾村」に、「旧川中島村、旧御厨村、旧青木島村、旧稻里村、旧西条村及び旧保科村」を「旧真島村、旧清野村及び旧綿内村」に、

「飯田市」に、「飯田市のうち旧山本村、旧伊賀良村及び旧上郷村の地域」を

「飯田市」に、「飯田市のうち旧三穂村及び旧伊賀良村の地域」に、「及び旧延徳村」を「旧延徳村及び旧平野村」に、「須坂市」に、「須坂市のうち旧須坂町、旧井上村及び旧日野村の地域」に、「及び旧延徳村」を「旧延徳村及び旧平野村」に、

「千曲市」に、「千曲市のうち旧森村、旧雨宮県村、旧八幡村及び旧更級村の地域」を

「東御市」に、「東御市のうち旧県村、旧祢津村、旧和村及び旧滋野村の地域」に、「北相木村村」を

「北相木村」に、「北相木村」に、「小県郡東部町」を「北佐久郡浅科村」に、「武石村」を「小県郡武石村」に、「八千穂村のうち旧八畠村及び旧穂積村の地域」を

「箕輪町のうち旧箕輪村の地域」を「箕輪町のうち旧箕輪村の地域」に、「飯島町のうち旧七久保村の地域」に、「大桑村」を「山口村」に、「上松町」に、「山口村」

「北安曇郡」に、「美麻村」を「更級郡」に、「大岡村」に、「大岡村」に、「戸隠村」を「戸隠村」に、「牟礼村」を「牟礼村」に、「中郷村」に、「豊田村」を「豊田村」に、「栄村」に、「栄村」に、「豊田村」を「豊田村」に改める。

農政課

長野県告示第226号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

第11中「更埴市」を「千曲市」に、「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

別表の公共事業の項中

21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業	21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業の実施に関する次の事項による業務 (1) 市町村、土地改良区又は農業協同組合（以下「土地改良区等」という。）が市町村構造政策推進会議の方向付けに沿つて行う自主的な土地利用調整活動で次の事項による業務 ア 関係農家の意向調査 イ 換地による農地集団化についての調整 ウ 農地流動化（作業委託を含む。）についての関係機関との調整 エ アからウまでを踏まえた土地利用調整 (2) 土地改良区等が行う推進活動で次の事項による業務 ア 生産組織の育成強化に関する活動 イ 農業機械利用再編に関する活動 ウ その他21世紀事業の推進に必要な活動	同上	10分の10以内	
担い手育成基盤整備関連流動化促進事業	1 土地利用調整推進事業 担い手育成基盤整備関連流動化促進事業の実施に関する次の事項による業務 (1) 土地改良区等が市町村構造政策推進会議の方向付けに沿つて行う自主的な土地利用調整活動で次の事項による業務 ア 関係農家の意向調査 イ 換地による農地集団化についての調整 ウ 農地流動化（作業委託を含む。）についての関係機関との調整 エ アからウまでを踏まえた土地利用調整 (2) 土地改良区等が行う推進活動で次の事項による業務 ア 生産組織の育成強化に関する活動 イ 農業機械利用再編に関する活動 ウ その他流動化促進事業の推進に必要な活動	同上	同上	
	2 高生産性農業集積促進事業 担い手への質の高い利用集積及び農業生産の面的集積を促進するため、市町村が土地改良区又は農業協同組合に対して促進費を交付し、これを奨励する事業	同上	10分の7.75以内	
農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業	麦、大豆等の産地形成に向けた生産振興体制が整備され又は整備されることが確実な水田汎用化事業の実施地区を対象に、麦、大豆等の産地形成に資する活動を行う土地改良区又は農業協同組合に対して市町村が促進費を交付する事業	同上	同上	

を

経営体育成促進事業	1 土地利用調整推進事業 経営体育成促進事業の実施に関する次の事項による業務 (1) 土地改良区等が市町村構造政策推進会議の方向付けに沿つて行う自主的な土地利用調整活動で次の事項による業務 ア 関係農家の意向調査 イ 換地による農地集団化についての調整 ウ 農地流動化（作業委託を含む。）についての関係機関との調整 エ アからウまでを踏まえた土地利用調整 (2) 土地改良区等が行う推進活動で次の事項による業務 ア 生産組織の育成強化に関する活動 イ 農業機械利用再編に関する活動 ウ その経営体育成促進事業の推進に必要な活動	同上	10分の10以内	
	2 高生産性農業集積促進事業 担い手への質の高い利用集積及び農業生産の面的集積を促進するため、市町村が土地改良区又は農業協同組合に対して促進費を交付し、これを奨励する事業	同上	10分の7.75以内	
	3 大区画ほ場整備高度利用促進事業 農地流動化に資する大区画ほ場整備の促進に資するため、水田における麦、大豆等の生産振興及び担い手による効率的な生産体制の確立を目的として、畑利用水田の担い手への集積及び他の事業と一体的に大区画ほ場の高度利用を図るため、土地改良区等が行う活動を支援するために	同上	10分の10以内	

	必要な農業機械の借上げに要する経費を助成する事業			
	4 集落農業機械再編事業 地域内の大型農業機械の共同利用体制を確立することを目的として行う、担い手に対する貸付けのために必要な地域内中古農業機械の買上げに要する経費を助成する事業	同上	同上	
麦大豆等生産拡大推進事業	麦、大豆等の産地形成に向けた生産振興体制が整備され又は整備されることが確実な水田汎用化事業の実施地区を対象に、麦、大豆等の産地形成に資する活動を行う土地改良区又は農業協同組合に対して市町村が促進費を交付する事業	同上	10分の7.75以内	

に、「基幹水利施設技術管理強化特別指導事業」を「基幹水利施設管理技術者育成支援事業」に、「行う基幹水利施設技術管理強化

特別指導事業」を「行う基幹水利施設管理技術者育成支援事業」に、「及び棚田地域等保全整備事業」を「、棚田地域等保全整備事業及び里地棚田保全整備事業」に、

同和対策農業基盤整備事業	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）に基づいて行う次に掲げる事業（総受益面積がおおむね10ヘクタール以上のものに限る。）であつて、同和地区（同和関係農家戸数が10戸以上で、かつ、全農家戸数に対する同和関係農家戸数の割合が原則として5割以上の地区をいう。）内の同和関係農家に係る受益面積が総受益面積のおおむね5割を超える地域（以下「事業実施地域」という。）又は事業実施地域に隣接する地域（同和関係農家に係る受益面積を3割以上含むものに限る。）を含めて、事業を実施することが、事業の効率的実施の観点から知事が適當と認める場合における当該隣接する地域を含む地域であつて、総受益面積に対する同和関係農家に係る受益面積の割合が4割以上のものについて行うもの (1) 団体営かんがい排水事業（末端支配面積がおおむね2ヘクタール以上のもの） (2) 団体営農道整備事業（延長がおおむね500メートル以上であり、かつ全幅員が原則として3メートル以上のもの） (3) 土地改良総合整備事業 (4) 団体営農地開発事業	同上	3分の2以内	同上
災害復旧事業	1 災害復旧事業及び災害関連事業で次に掲げるもの (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下この項において「法」という。）の適用を受ける農地又は農業用施設の災害復旧事業 (2) 災害復旧事業として施行する箇所又はこれを含めた一連の施設の再度の災害を防止するため災害復旧事業と併せ施行する構造物の強化等を図る事業又は農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設の復旧事業（以下この項において「災害関連事業」という。）	事業費	農地に係るものにあつては10分の5、農業用施設に係るものにあつては10分の6.5、災害関連事業にあつては10分の5とする。ただし、法第3条第3項、第3条の2第1項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条の規定による高率補助の対象となるものにあつては、当該補助率による。	
農村総合整備モデル事業	2 1の(1)の補助計画概要書を市町村、土地改良区又は農業協同組合が作成するのに要した経費のうち知事が認めたもの	同上	10分の5	
農村総合整備モデル事業	農村総合整備計画に基づき実施する農業生産基盤の整備と併せ農業集落における生活環境の条件整理を図るために市町村が行う次に掲げる事業 1 実施計画策定事業 農村総合整備モデル事業実施計画策定事業	同上	10分の5以内	

	<p>2 指導推進事業 農村総合整備モデル事業を指導推進するための事業</p> <p>3 農村総合整備モデル事業実施計画に基づいて行う事業で次に掲げるもの</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業 ア 農用地につき行う区画整理及びこれと一体として行う他の工事 イ 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ウ 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(2) 農村環境基盤整備事業 農業集落環境の改善を図るため、(1)の事業又は他の農業生産基盤の整備事業と一体として行う事業 ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく農業生産基盤整備に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動に供するための農業集落道の整備 イ 農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために雨水及び汚水を排除する施設並びにこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備 ウ 家畜の飼育、園芸物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲食用水施設の整備 エ は場整備及び農用地開発により換地の手法によって捻出された用地又は農道及び用排水路と一体として整備する用地であつて、農村総合整備モデル事業による農村環境施設用地若しくは農業近代化施設用地又はその他公共施設用地とするものの整備 オ 農業集落の防災保全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設及び防火水槽の整備</p> <p>(3) 農村環境施設整備事業 農村における生産と生活条件の改善、向上等を図るため、(1)若しくは(2)の事業又は他の農業生産基盤の整備事業と一体として行う事業 ア 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 イ 農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等農村在住者の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するための多目的施設の整備 ウ 農業者等農村在住者の健康増進を図るための児童公園、運動広場、緑地等の施設及びこれに附帯する施設の整備</p> <p>(4) 特認事業 知事が特に必要と認めた事業</p>	同上	同上	事業費及び事務費	10分の6以内	10分の5以内
--	--	----	----	----------	---------	---------

を

災害復旧事業	1 災害復旧事業及び災害関連事業で次に掲げるもの (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下この項において「法」という。）の適用を受ける農地又は農業用施設の災害復旧事業 (2) 灾害復旧事業として施行する箇所又はこれを含めた一連の施設の再度の災害を防止するため災害復旧事業と併せ施行する構造物の強化等を図る事業又は農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設の復旧事業（以下この項において「災害関連事業」という。）	事業費	農地に係るものにあつては10分の5、農業用施設に係るものにあつては10分の6.5、災害関連事業にあつては10分の5とする。ただし、法第3条第3項、第3条の2第1項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条の規定による高率補助の対象となるものにあつては、当該補助率による。	
	2 1の(I)の補助計画概要書を市町村、土地改良区又は農業協同組合が作成するのに要した経費のうち知事が認めたもの			同上 10分の5

に、「農村総合整備事業」を「農村総合整備統合補助事業」に、「農村振興総合整備事業」を
 「農村振興総合整備統合補助事業」に、

集落地域整備事業	<p>集落地域整備事業計画に基づき実施する農業生産基盤及び農村生活環境の整備のために行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地につき行う区画整理及びこれと一体として行う相当の関連がある他の工事 イ 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ウ 農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 エ 農地又は草地の造成 オ アからエまでに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な事業 <p>(2) 農村生活環境基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 土地改良法に基づく農業生産基盤整備事業に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動に供するための農業集落道の整備 イ 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲食用水施設の整備 ウ 農業用排水の汚濁防止や生活環境の整備を図るために必要な排水施設の新設、廃止又は変更 エ 農村地域における生活環境の整備を図るために必要な公園緑地の整備 オ 農業近代化施設用地その他の公共用施設用地等となるものの整備 カ 集落の防災安全のために必要な施設の整備 キ 公共施設を収容する地下利活用施設の整備 ク 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の新設又は改修 ケ 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るために修景施設等の整備 コ 地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備 <p>(3) 集落農園基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ 場整備事業その他の農用地の改良又は保全のために必要な事業であつて、次のいずれかの事項を内容とするもの ア 市民農園整備促進法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの イ 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの <p>(4) 集落土地基盤整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ 場整備事業その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、次のいずれかの事項を内容とするもの ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差ができる限り設けて行うもの イ アと一体的に整備することが必要な農用地区域内の農用地を対象とするもの <p>(5) 特認事業</p> <p>知事が特に必要と認めたもの</p>	事業費及び事務費	10分の6.5以内	10分の5以内
農業集落排水事業	<p>農業集落排水事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、又は雨水を処理する施設及びこれに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備であつて、次の要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益戸数がおおむね20戸以上であり、かつ、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属の有害物質を含むおそれのある工場等の汚水が含まれないもの 	事業費及び事務費	10分の5.75以内	10分の5以内

を

むらづくり総合整備事業	市町村が事業主体となり、次に掲げる事業のうち、2以上を併せて実施するもの。ただし、(3)又は(4)を実施する場合には、(1)又は(2)を併せて実施するものとする。 (1) 農村振興総合整備統合補助事業 (2) 集落地域整備統合補助事業 (3) 農業集落排水統合補助事業 (4) 農業集落排水資源循環統合補助事業	同上	同上	同上
集落地域整備統合補助事業	集落地域整備事業計画に基づき実施する農業生産基盤及び農村生活環境の整備のために行う次に掲げる事業 (1) 農業生産基盤整備事業 ア 農用地につき行う区画整理及びこれと一体として行う相当の関連がある他の工事 イ 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ウ 農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 エ 農地又は草地の造成 オ アからエまでに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な事業 (2) 農村生活環境基盤整備事業 ア 土地改良法に基づく農業生産基盤整備事業に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動に供するための農業集落道の整備 イ 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする營農飲食用水施設の整備 ウ 農業用排水の汚濁防止や生活環境の整備を図るために必要な排水施設の新設、廃止又は変更 エ 農村地域における生活環境の整備を図るために必要な公園緑地の整備 オ 農業近代化施設用地その他の公共用施設用地等となるものの整備 カ 集落の防災安全のために必要な施設の整備 キ 公共施設を収容する地下利活用施設の整備 ク 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の新設又は改修 ケ 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るために修景施設等の整備 コ 地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備 (3) 集落農園基盤整備事業 ほ場整備事業その他の農用地の改良又は保全のために必要な事業であつて、次のいずれかの事項を内容とするもの ア 市民農園整備促進法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの イ 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (4) 集落土地基盤整備事業 ほ場整備事業その他の農用地の改良又は保全のために必要な事業であつて、次のいずれかの事項を内容とするもの ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの イ アと一体的に整備することが必要な農用地区域内の農用地を対象とするもの (5) 特認事業 知事が特に必要と認めたもの	同上	10分の6.5以内	同上
農業集落排水統合補助事業	農業集落排水事業計画又は農業集落排水統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む）の整備であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上であり、かつ、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場等の汚水が含まれないもの	同上	10分の5.75以内	同上
農業集落排水資源循環統合補助事業	農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥若しくは雨水を処理する施設又はそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備であつて、次の要件に該当するもの	同上	同上	同上

	(1) 受益戸数がおおむね20戸以上であり、かつ、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場等の汚水が含まれないもの			
バイオマス利活用フロンティア整備事業	地域から発生するバイオマスの効率的な利活用を図るための新技術等を活用したバイオマス利活用施設(附帯設備を含む。)の整備	同上	10分の5以内	同上

に改め、同表の小規模農業集落排水事業の項を削り、同表の付表5中「更埴市」を「千曲市(旧更埴市の地域に限る。)」に改め、同付表5に備考として次のように加える。

(備考) 「旧」をつけた市町村の名称及び地域は、平成15年8月31日におけるものを示す。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第11の改正規定(「更埴市」を「千曲市」に改める部分を除く。)は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の土地改良事業等補助金交付要綱別表の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

土地改良課

長野県告示第227号

同和地区林業振興事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第440号)は、廃止します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

林業振興課

長野県告示第228号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 保安林の所在場所

上伊那郡宮田村4752の2、4752の99、4752の100

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び上伊那郡宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第229号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 (1) 保安林の所在場所

東筑摩郡四賀村大字七嵐字峠横水下601、字峠横清水602のイ(次の図に示す部分に限る。)、字小窪622のイ、字峠沢636、字長原661のト、661のチ、661のホ、662、字ヤタケイワ697のレ(次の図に示す部分に限る。)、697のソ、字峠1141の9、1141の19、1141の23、字白張1152の14、1152の28(次の図に示す部分に限る。)、1152の29、坂井村字漸々11319の10、字湯口11548の5(次の図に示す部分に限る。)、11548の19

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 字湯口11548の5(次の図に示す部分に限る。)

ア その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ア 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2 (1) 保安林の所在場所

小県郡丸子町大字腰越字十メ石6、7の1、26の3

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件